

## 静岡県告示第785号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月1日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(1)のエの表株式会社静岡銀行大船支店の項所在地の欄中「1丁目24番30号」を「2丁目19番1号」に改める。

2の(3)のエの表浜松磐田信用金庫本町支店の項所在地の欄中「卸本町36番地の2」を「法枝町287番地の1」に改め、同表浜松磐田信用金庫瓜内支店の項所在地の欄中「三島町84番地の2」を「法枝町287番地の1（本町支店内）」に改める。

### 附 則

この告示は、令和2年12月7日から施行する。